



鳥取県公報

平成 21 年 10 月 16 日(金)
号外第 107 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 (60) (会計指導課) 5
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (61) (〃) 11
	鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例 (62) (警察本部会計課) 14

==== 公布された条例のあらまし ====

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県内における医師の確保及び医療水準の向上を図るため、臨時特例医師確保対策奨学金及び医師海外留学資金貸付金の新設に伴い、当該貸付金の返還に係る債務の免除について規定するとともに、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり、貸付金の返還に係る債務の免除の条件及び範囲を定める。

貸付金の種類	免 除 の 条 件	免除の範囲
臨時特例医師確保対策奨学金	ア 鳥取大学、岡山大学又は山口大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年以内に医師免許を取得した後、直ちに県内の病院において臨床研修を受け、当該研修を修了した日から起算して臨時特例医師確保対策奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間内に、指定病院等において常勤医師としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上通算して従事したとき。	債務の全部
	イ アの業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	
	ウ イに該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部
医師海外留学資金貸付金	ア 留学における研修を終了した日から起算して3月以内に知事が指定する県内の病院において常勤医師としての勤務を開始し、当該勤務を開始した日（以下「勤務開始日」という。）から起算して医師海外留学資金貸付金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間以上、当該病院において常勤医師としての業務に従事し、かつ、勤務開始日から起算して1年以内に留学における研修で得た成果を伝達する講習会を県内において開催したとき。	債務の全部
	イ アの業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	
	ウ イに該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

臨時特例医師確保対策奨学金の概要

対 象 鳥取大学、岡山大学又は山口大学において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院等において医師の業務に従事しようとするもの（臨時養成枠により入学した者に限る。）

貸 与 額 月額15万円

貸与人数 7名以内（鳥取大学5名以内、岡山大学1名以内、山口大学1名以内）

医師海外留学資金貸付金の概要

対 象 海外に留学し、診療に係る知識又は技術を修得する研修を受ける者で、留学終了後、知事が指定する県内の病院において医師の業務に従事し、その成果を伝達しようとするもの

貸 与 額 留学経費月額30万円及び渡航経費（帰国に要する費用を含み、100万円を上限とする。）

貸与人数 3名以内

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 薬事法及び動物用医薬品等取締規則の一部が改正され、動物用医薬品の販売に従事する者の試験及び登録の制度が設けられたことに伴い、この制度に関する事務について新たに手数料を徴収する。
- (2) 土壌汚染対策法の一部が改正され、汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、知事の許可を受けなければならないこととされたことに伴い、当該許可に係る事務について新たに手数料を徴収する。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。
- ア 動物用医薬品登録販売者試験の実施 1件につき14,000円
- イ 動物用医薬品登録販売者試験の合格証明書の交付 1件につき650円
- ウ 動物用医薬品販売従事登録証の書換え交付 1件につき2,000円
- エ 動物用医薬品販売従事登録証の再交付 1件につき2,900円
- オ 汚染土壌処理業の許可 1件につき220,000円
- カ 汚染土壌処理業の許可の更新 1件につき160,000円
- キ 汚染土壌処理業の変更の許可 1件につき160,000円
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
- ア 施行期日は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日とする（1）オからキまで及び改正法附則第1条ただし書に掲げる規定の施行の日とするイを除き、公布日とする。
- イ（1）オに掲げる許可の改正法の施行の前日における申請については、1件につき220,000円の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料を徴収した申請に係る許可については、（1）オの手数料は、徴収しない。

鳥取県警察手数料条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部が改正され、銃砲刀剣類の所持許可又はその更新を受けようとする者で75歳以上のものは認知機能検査を受けなければならないこととされたこと等に伴い、これらの新たな事務について新たに手数料を徴収する。
- (2) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、銃砲刀剣類の所持許可等の事務に係る手数料の標準とすべき額が見直されたことに伴い、これらの事務に係る手数料の額を見直す。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。

事務の区分	手数料	
	単位	金額
ア 認知機能検査の実施	1件につき	650円
イ 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施	1件につき	12,300円
ウ 年少射撃資格の認定	1件につき	9,600円
同時に複数の年少射撃資格の認定を受けようとする場合の2件目以後の認定	1件につき	5,900円
エ 年少射撃資格認定証の書換え又は再交付	(ア) 年少射撃資格認定証の書換えに係るもの (イ) 年少射撃資格認定証の再交付に係るもの	1件につき 1,800円 1,900円
オ 年少射撃資格の認定のための講習会の実施	1件につき	9,700円

(2) 次のとおり手数料の額を改める。

事務の区分		手数料		
		単位	金額	
			現 行	改正後
ア 銃砲又は刀剣類の所持の許可	(ア) 現に許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者に対するもの	1件につき	5,400円	6,800円
	同時に複数の猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可	1件につき	3,100円	4,300円
	(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	1件につき	9,000円	10,500円
	同時に複数の銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可	1件につき	5,300円	6,700円
イ 技能検定の実施		1件につき	21,000円	22,000円
ウ 猟銃又は空気銃の所持の許可の更新	(ア) 新たな許可証の交付を伴うもの	1件につき	5,800円	7,200円
	同時に複数の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合の2件目以後の更新及び同時に猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合の更新	1件につき	3,500円	4,800円
	(イ) 新たな許可証の交付を伴わないもの	1件につき	5,400円	6,800円
	同時に複数の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合の2件目以後の更新及び同時に猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合の更新	1件につき	3,100円	4,400円
エ 射撃教習を受ける資格の認定		1件につき	7,900円	8,900円
オ 射撃練習を行う資格の認定		1件につき	7,900円	8,900円

(3) 施行期日は、平成21年12月4日とする。

条 例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第60号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>				<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲		貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	
略				略			
医 師 養 成 確 保 奨 学 金	県内における医師の確保を図るため、大学（学校教育法第1条に規定する大学をいい、学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該研修を修	略	医 師 養 成 確 保 奨 学 金	県内における医師の確保を図るため、大学（学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対し貸し付ける資金	1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該研修を修	略

了した日から起算して医師養成確保奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（国立大学法人鳥取大学（以下「鳥取大学」という。）において医学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者（以下この項において「地域枠入学者」という。）以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（当該期間が9年を超える場合にあつては、9年）とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）内に、指定病院等において常勤医師（当該病院等において定める医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。）としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間（地域枠入学者以外の者にあつては、奨学

了した日から起算して医師養成確保奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（国立大学法人鳥取大学（以下「鳥取大学」という。）において医学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者（以下この項において「地域枠入学者」という。）以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（当該期間が9年を超える場合にあつては、9年）とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）内に、指定病院等において常勤医師（当該病院等において定める医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。）としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間（地域枠入学者以外の者にあつては、奨学金の貸与

		金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（当該期間が6年を超える場合にあつては、6年）以上通算して従事したとき。			を受けた期間の1.5倍に相当する期間（当該期間が6年を超える場合にあつては、6年）以上通算して従事したとき。		
		略			略		
		略			略		
緊急医療確保対策奨学金	県内における医師の確保を図るため、鳥取大学において医学を専攻する者（緊急医療確保対策に基づき設置される特別の入学枠により入学した者に限る。）で、将来知事が勤務を命ずる県内の病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「勤務命令病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部	緊急医療確保対策奨学金	県内における医師の確保を図るため、鳥取大学において医学を専攻する者（緊急医療確保対策に基づき設置される特別の入学枠により入学した者に限る。）で、将来知事が勤務を命ずる県内の病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「勤務命令病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部
臨時特例医師確保対策奨学金	県内における医師の確保を図るため、鳥取大学、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」という。）又は国立大学法人山口大学（以下「山口大学」という。）において医学を専攻する者（地域の医師確保に早急に対応するために臨時特例的に認められる入学枠により入学した者に限る。）で、将来指定病院等において医師の業務に従	1 鳥取大学、岡山大学又は山口大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに県内の病院において臨床研修を受け、当該研修を修了した日から	債務の全部				

	<p>事しようとするもの に対して貸し付ける 資金</p>	<p>起算して臨時特例 医師確保対策奨学 金（以下この項に おいて「奨学金」 という。）の貸与 を受けた期間の 1.5倍に相当する 期間（災害、疾病 その他やむを得ない理由により知事 が必要と認めたと きは、知事がその 都度定める期間） 内に、指定病院等 において常勤医師 としての業務に奨 学金の貸与を受け た期間に相当する 期間以上通算して 従事したとき。</p> <p>2 前号に規定する 業務に従事する期 間中に、業務上の 事由により死亡 し、又は業務に起 因して精神若しく は身体に著しい障 害を受けたためそ の業務に従事す ることができなくな ったとき。</p> <p>3 前号に該当する 場合を除き、死亡 し、又は精神若し くは身体に著しい 障害を受けたため 医師の業務に従事 することができな くなったとき。</p>	<p>債務 の全 部又 は一 部</p>									
<p>医 師 海 外 留 学</p>	<p>県内における医療 水準の向上及び医師 の確保を図るため、 海外に留学して国内 では修得し、又は経 験することが難しい</p>	<p>1 留学における研 修を終了した日か ら起算して3月 （災害、疾病その 他やむを得ない理 由により知事が必</p>	<p>債務 の全 部</p>									

<p>資 金 貸 付 金</p>	<p>診療に係る知識又は 技術を修得する研修 を受ける者で、留学 終了後、知事が指定 する県内の病院にお いて医師の業務に従 事し、その成果を伝 達しようとするもの に対して貸し付ける 資金</p>	<p>要と認めるとき は、知事がその都 度定める期間)以 内に知事が指定す る県内の病院にお いて常勤医師とし ての勤務を開始 し、当該勤務を開 始した日(以下こ の号において「勤 務開始日」とい う。)から起算し て医師海外留学資 金貸付金の貸与を 受けた期間の2倍 に相当する期間 (災害、疾病その 他やむを得ない理 由により知事が必 要と認めるとき は、知事がその都 度定める期間)以 上、当該病院にお いて常勤医師とし ての業務に従事 し、かつ、勤務開 始日から起算して 1年以内に留学に おける研修で得た 成果を伝達する講 習会を県内におい て開催したとき。</p>											
		<p>2 前号に規定する 業務に従事する期 間中に、業務上の 事由により死亡 し、又は業務に起 因して精神若しく は身体に著しい障 害を受けたためそ の業務に従事す ることができなくな ったとき。</p>											
		<p>3 前号に該当する 場合を除き、死亡</p>	<p>債務 の全</p>										

		し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	部又は一部			
略				略		
備考 略				備考 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第61号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（55の2） 略</p> <p>（55の3） <u>薬事法第36条の4第2項の規定に基づく一般用医薬品の販売又は授与に従事する者の登録</u> 1件につき7,100円</p> <p>（55の4）及び（55の5） 略</p> <p>（55の6） <u>薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第36条の4第1項の規定に基づく動物用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認するための試験の実施</u> 1件につき14,000円</p> <p>（55の7） <u>薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第36条の4第2項の規定に基づく動物用医薬品の販売又は授与に従事する者の登録</u> 1件につき7,100円</p> <p>（55の8） 略</p> <p>（55の9） 略</p> <p>（56）～（66） 略</p> <p>（66の2） 薬事法施行規則第159条の7第2項第1号に規定する登録販売者試験に合格したことを証する書類（薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第9号）附則第3条の規</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（55の2） 略</p> <p>（55の3） <u>薬事法第36条の4第2項の規定に基づく医薬品の販売又は授与に従事する者の登録</u> 1件につき7,100円</p> <p>（55の4）及び（55の5） 略</p> <p>（55の6） 略</p> <p>（55の7） 略</p> <p>（56）～（66） 略</p> <p>（66の2） 薬事法施行規則第159条の7第2項第1号に規定する登録販売者試験に合格したことを証する書類（薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第9号）附則第3条の規</p>

<p>定が適用される場合にあつては、<u>薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）第1条の規定による改正前の薬事法（第66号の5において「旧薬事法」という。）第28条第1項の許可を受けていることを証する書類</u>）の交付（薬事法施行規則第159条の6の規定による通知と併せて行う当該書類の交付を除く。） 1件につき650円</p> <p>(66の3)及び(66の4) 略</p> <p>(66の5) <u>動物用医薬品等取締規則（平成16年農林水産省令第107号）第115条の8第2項第1号に規定する動物用医薬品登録販売者試験に合格したことを証する書類（動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第8号）附則第14条の規定が適用される場合にあつては、旧薬事法第28条第1項の許可を受けていることを証する書類）の交付（動物用医薬品等取締規則第115条の7の規定による通知と併せて行う当該書類の交付を除く。）</u> 1件につき650円</p> <p>(66の6) <u>動物用医薬品等取締規則第115条の12の規定に基づく販売従事登録証の書換え交付</u> 1件につき2,000円</p> <p>(66の7) <u>動物用医薬品等取締規則第115条の13の規定に基づく販売従事登録証の再交付</u> 1件につき2,900円</p> <p>(66の8) 略</p> <p>(67)～(92) 略</p> <p>(92の2) <u>土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可</u> 1件につき220,000円</p> <p>(92の3) <u>土壌汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新</u> 1件につき160,000円</p> <p>(92の4) <u>土壌汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の変更の許可</u> 1件につき160,000円</p> <p>(93)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>定が適用される場合にあつては、<u>薬事法第28条第1項の許可を受けていることを証する書類</u>）の交付（薬事法施行規則第159条の6の規定による通知と併せて行う当該書類の交付を除く。） 1件につき650円</p> <p>(66の3)及び(66の4) 略</p> <p>(66の5) 略</p> <p>(67)～(92) 略</p> <p>(93)～(328) 略</p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第1項第92号の次に3号を加える改正規定 土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号。以下「改正法」という。）の施行の日
- (2) 次項及び附則第3項の規定 改正法附則第1条ただし書に掲げる規定の施行の日

(施行日前の汚染土壌処理業の許可の申請に係る手数料の徴収)

- 2 改正法附則第2条の規定により改正法による改正後の土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第22条第1項の許可を受けようとする者が改正法の施行の日前に行う申請については、1件につき220,000円の手数料を徴収する。
- 3 前項の規定により手数料を徴収した申請に係る許可については、改正後の鳥取県手数料徴収条例第2条第1項の規定にかかわらず、同項第92号の2に規定する手数料は、徴収しない。

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第62号

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（22） 略</p> <p>（23） 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃砲刀剣類取締法」という。）第4条第1項の規定に基づく銃砲又は刀剣類の所持の許可次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 現に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者に対するもの 1件につき<u>6,800円</u>（同時に複数の猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、<u>4,300円</u>）</p> <p>イ アに掲げるもの以外のもの 1件につき<u>10,500円</u>（同時に複数の銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、<u>6,700円</u>）</p> <p><u>（23の2） 銃砲刀剣類取締法第4条の3第1項（銃砲刀剣類取締法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認知機能検査の実施 1件につき650円</u></p> <p>（24） 略</p> <p>（25） 銃砲刀剣類取締法第5条の4第1項の規定に基づく技能検定の実施 1件につき<u>22,000円</u></p> <p><u>（25の2） 銃砲刀剣類取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施 1件につき12,300円</u></p> <p>（26）及び（27） 略</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（22） 略</p> <p>（23） 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃砲刀剣類取締法」という。）第4条第1項の規定に基づく銃砲又は刀剣類の所持の許可次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 現に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者に対するもの 1件につき<u>5,400円</u>（同時に複数の猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、<u>3,100円</u>）</p> <p>イ アに掲げるもの以外のもの 1件につき<u>9,000円</u>（同時に複数の銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、<u>5,300円</u>）</p> <p>（24） 略</p> <p>（25） 銃砲刀剣類取締法第5条の4第1項の規定に基づく技能検定の実施 1件につき<u>21,000円</u></p> <p>（26）及び（27） 略</p>

<p>(28) 銃砲刀剣類取締法第7条の3第2項の規定に基づく銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 新たな許可証の交付を伴うもの 1件につき <u>7,200円</u> (同時に複数の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合の2件目以後の更新及び同時に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合については、1件につき<u>4,800円</u>)</p> <p>イ 新たな許可証の交付を伴わないもの 1件につき<u>6,800円</u> (同時に複数の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合の2件目以後の更新及び同時に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合については、1件につき<u>4,400円</u>)</p> <p>(29) 銃砲刀剣類取締法第9条の5第2項の規定に基づく射撃教習を受ける資格の認定 1件につき <u>8,900円</u></p> <p>(30) 銃砲刀剣類取締法第9条の10第2項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定 1件につき <u>8,900円</u></p> <p><u>(30の2) 銃砲刀剣類取締法第9条の13第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定 1件につき9,600円 (同時に複数の年少射撃資格の認定を受けようとする場合の2件目以後の認定については、5,900円)</u></p> <p><u>(30の3) 銃砲刀剣類取締法第9条の13第3項の規定に基づく年少射撃資格認定証の書換え又は再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>ア 年少射撃資格認定証の書換えに係るもの 1件につき<u>1,800円</u></p> <p>イ 年少射撃資格認定証の再交付に係るもの 1件につき<u>1,900円</u></p> <p><u>(30の4) 銃砲刀剣類取締法第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の実施 1件につき9,700円</u></p> <p>(31) ~ (70) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(28) 銃砲刀剣類取締法第7条の3第2項の規定に基づく銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 新たな許可証の交付を伴うもの 1件につき <u>5,800円</u> (同時に複数の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合の2件目以後の更新及び同時に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合については、1件につき<u>3,500円</u>)</p> <p>イ 新たな許可証の交付を伴わないもの 1件につき<u>5,400円</u> (同時に複数の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合の2件目以後の更新及び同時に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合については、1件につき<u>3,100円</u>)</p> <p>(29) 銃砲刀剣類取締法第9条の5第2項の規定に基づく射撃教習を受ける資格の認定 1件につき <u>7,900円</u></p> <p>(30) 銃砲刀剣類取締法第9条の10第2項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定 1件につき <u>7,900円</u></p> <p>(31) ~ (70) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

この条例は、平成21年12月4日から施行する。